

# 平成29年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成29年5月15日（月） 午前10時00分～午前11時45分

場 所：市役所3階 305会議室

出席者：武藤会長、坂井委員、日野委員、松尾委員、高橋委員、伊藤委員、相澤委員、吉岡委員、  
穴見委員 以上9名

事務局：吉村主幹、林田補佐、草野、井上

その他：中垣主幹、兼子氏（観光・国際課）、吉塚課長、伊藤主幹、東内氏（健康推進課）、藤木  
主幹、高山補佐、松尾補佐（健康保険課）、高山補佐（介護保険課）

## 議事の概要

### 1 前回会議の概要報告

\* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

### 2 諮問案件の審議

#### 【諮問案件1】

国民健康保険料の滞納の有無について久留米市健康保険課から（公財）久留米観光コンベンション  
国際交流協会に外部提供することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該外部提供に際  
して本人通知を省略することの適否（条例第9条第4項）について 【健康福祉部健康保険課】

—資料をもとに観光・国際課から説明—

（A委員）補助は全額なのか。本人にはどうやって渡すのか。

（担当課）留学生は、収入がほとんどないケースが多いので、保険料も年間2万円ほどである。その  
うちの5000円を補助する。渡し方は、学校ごとにとりまとめて、学校を通して渡すよう  
にしている。

（B委員）留学生の国民健康保険料の滞納者は、どのくらいいるのか。

（担当課）留学生に絞った数字は把握していないが、現年度は全体の8パーセントほどである。

\*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 2】

久留米市が行う在宅医療・介護連携の推進に係る課題分析等事業について、

- (1) 国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果等情報、介護保険被保険者の介護保険給付実績情報等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部介護保険課】

- (2) 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の適否（条例第8条第3項）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

- (3) 研究機関に対して、上記1及び2で収集した個人情報オンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

—資料をもとに健康推進課から説明—

(C委員) 2月に介護関連の諮問案件があったが、それとの関連はあるのか。

(担当課) 前回の調査では、久留米市における医療を中心とした地域の社会資源をテーマに調査を行った。これにより、どの地域に医療・介護に関する社会資源が不足するのか、それをどのようにして補てんしていくのかなどの調査結果を得ることができた。今回のものについては、人口構造に焦点を当て本市における医療と介護の需要と供給がどのようにシフトしていくのかについて調査を行うものである。

(C委員) 前は国が主体となっていく調査だったと思うが、今回は福岡県が主体となっていくのか。

(担当課) 本市が主体となっていく。

(D委員) こういった研究は他の自治体に例があるのか。

(担当課) 産業医科大学の担当者の話では、医療と介護の需要と供給をテーマにした日常生活圏域レベルでの調査の例はないと聞いている。また、県単位での調査は過去に例があると聞いているが、市町村単位ではないと聞いている。

(D委員) 調査に当たって氏名まで提供する必要があるのか。

(担当課) 健康保険課等から取得するデータには氏名が入っているため資料に記載をしているが、産業医科大学に渡すデータには氏名の部分は見えない状態にして渡すこととしている。氏名は直接調査に必要ということではなく、調査に当たって症状と使用したサービスとを追跡していかねばならないため、匿名化をしたうえで調査を進めていく。個人が特定されないように配慮し、大学側の倫理委員会にもかけられることになっている。

(D委員) 国保連合会にも本審議会のような審議会が置かれていてそこで了承を得なければ提供してもらえないのではないか。

(担当課) 本審議会から認めてもらえれば、提供を受けることができると聞いている。

(B委員) 説明がよくわからなかったが、データを目的外利用する際には氏名ももらうが、大学に提供する際には氏名は提供しないということか。

(担当課) どのように匿名化するかはわからないが、国保の被保険者であるAさんと介護保険の被保

険者であるAさんを突合せさせるために、名前はでないような形で提供する。

(B委員) 将来的には学問的な研究をするのだと思うが、結果はある程度市民に還元されるのか。

(担当課) 結果を把握し、本市の課題として介護保険の地域支援事業の中に盛り込んだり、医師会と連携したりすることが考えられる。補足だが、資料の16ページを見ていただきたい。16ページの中段の左側を見ていただくと、在宅医療と介護連携の推進においては、地域の実態把握・課題の検討が必要で、それを踏まえて、施策の立案を行うこととなっている。今回の調査で得た結果を、よりよい施策の立案に活かしていきたい。

(C委員) 氏名はふせて提供するということがあったが、それ以外にも詳しい情報が提供されるうえ、対象者もかなり多いが、生年月日等はふせないのか

(担当課) ふせない。

(C委員) 大学側に有限責任事業組合を作っているようだが、外部の業者はいないのか。

(担当課) 含まれていない。

(C委員) その辺には細心の注意を払う必要があると思う。

(D委員) 委託事業者と有限責任事業組合は別か。

(担当課) 同一である。

(事務局) 事務局から補足させていただく。目的外利用については、健康保険課ないし介護保険課から健康推進課に対して個人情報の目的外利用を行う。その際は、氏名が分かる状態で提供される。大学との関係においては、外部提供ではなく業務委託の関係に当たるので、委託関係における情報の管理は、委託契約の中で取決めを行うものと理解している。大学への個人情報を提供する際には、外部提供ではなくオンライン結合等についての諮問を行っているということを事務局から補足する。

(D委員) オンライン結合等を行うに当たり、匿名化するということがこの資料からは見えない。

(担当課) 大学との契約書の中でそういった取決めは行っているが、資料には記載していない。

(D委員) 今回の情報提供は今までにないような情報提供だ。

(B委員) たしかに、とてもセンシティブな情報で対象者も膨大である。

(D委員) 審議会ですっかりとオンライン結合等について条件をつけるべきではないか。

(E委員) D委員がおっしゃるように審議会として条件をつけることはできないのか。

(会長) 事務局から何かないか。

(事務局) 今回の諮問については、本市と大学間のオンライン結合等についてであって、本市と大学の関係は委託関係にある。委託関係においては、守秘義務や取扱方法などの取決めは契約内の事項であって、外部提供の諮問案件とは性質を異にすると考えている。確かに委員の皆様が心配されているとおり、非常にセンシティブで大量の情報の提供がなされるが、個人情報の保護に係る措置は担当課と大学との間においてなされていると理解している。

(担当課) 担当課としても非常にセンシティブな情報であって、対象者が多いことは承知しており、氏名だけでなくすべての個人情報の取扱いについて慎重に慎重を期して当該業務を実施することとしている。

(C委員) 個人情報保護法が改正されてビッグデータの活用をする際の個人情報の取扱い等を参考にされるといいのではないか。

(事務局) 匿名加工情報等についての国からのガイドラインや法律の趣旨を勘案して、個人情報保護に努めたいと考えている。

\*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

### 【諮問案件3】

久留米市が行う医療費適正化のためのレセプト点検業務委託について、

(1) 国民健康保険被保険者の特定健診結果等情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について **【健康福祉部保健所健康推進課】**

(2) レセプト点検業務の事業者に対して、上記1で収集した個人情報及び国民健康保険被保険者に係る診療報酬明細書等の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について

**【健康福祉部健康保険課】**

—資料をもとに健康保険課から説明—

(B委員) システムを利用することでどういったことが可能になるのか。

(担当課) ジェネリック医薬品等新しい薬がたくさん出るが、同時に飲んではいけないものをシステムにより抽出する機能等を活用することで、すべてを目視で行うよりも早く点検を行うことが可能になる。

(E委員) システムに不具合があった場合は問題にはならないのか。

(担当課) システムに不具合があった場合は、レセプト点検事業への影響はあると思うが、システムが単体であってオンラインではないことから外部に対する影響はない。

\*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

### 【諮問案件4】

久留米市が生活習慣病予防健康診査及び市国保特定健康診査の結果に基づき実施する血圧改善支援事業等において、委託事業者とオンライン結合を行うことに関し、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項）について **【健康福祉部保健所健康推進課】**

—資料をもとに健康保険課から説明—

(B委員) 他の事業者と記載されているが予定されている事業者があるのか。

(担当課) 例えば、福岡県すこやか健康事業団などが挙げられる。健康診断を行い、任用している保健師による血圧改善等の指導が行える事業者から選定する。

(E委員) 項目が多くなってきたから委託業者を変更するのか。

(担当課) 生きがい健康づくり財団が体制の面で、当該事業を受託することが難しくなっている状況を踏まえ、別の事業者への変更を視野に入れて検討を行っているところである。

\*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

### 【諮問案件5】

40歳以上の生活保護受給者に対してハガキによる生活習慣病予防健康診査受診勧奨を実施するに当たり、生活支援課が保有している同受給者に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について **【健康福祉部 生活支援第1・第2課】**

—資料をもとに健康保険課から説明—

\*特に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

**【諮問案件 6】**

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

**【総務部総務課】**

—資料をもとに健康保険課から説明—

\* 特に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

**3 情報公開・個人情報保護制度平成28年度運用状況報告**

(1) 平成29年1月～3月分

—資料をもとに事務局から説明—

(B委員) 5ページ目のNo.22とNo.23は同じような案件に見えるが決定が異なっているのはなぜか。

(事務局) 請求された文書の年度が異なっており、一方は作成されていたが、もう一方はまだ作成されていなかったものである。

(B委員) 53ページのNo.7とNo.8の請求の趣旨を教えてください。

(事務局) お住まいになっている地区でトラブルになっている模様で、具体的にいうとAさんが第三者請求によりBさんの住民票の交付請求をしたことが分かる文書についてBさんが自己情報の開示請求をしていないかどうかをAさんが知るために自己情報の開示請求をしたものである。

(2) 平成28年度年間状況

—資料をもとに事務局から説明—

\* 特に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

**4 その他**

平成29年8月1日(火) 第2回審議会(定例会)予定